

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和8年10月2日

今治市長 徳永 繁樹

1 業務概要

(1) 業務名

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 設計・建設モニタリング業務

(2) 業務の目的

本業務は、今治市が実施するネウボラ拠点施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に係るモニタリングに対し、専門的な視点から各種の支援を行うものであり、DBO事業者が実施する施設整備業務のうち、設計業務（解体設計、基本設計及び実施設計を指す。）及び建設等業務（解体・建設工事及び工事監理を指す。）が適切かつ確実に実施されているかを確認することで、事業の完全履行と公共性を確保するとともに、円滑な事業の推進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 設計・建設モニタリング業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和12年6月30日まで

(5) 本業務の前提条件および免責事項

ア 本業務は、本事業の施設整備に係る工事請負契約の成立を前提として実施するものである。

イ 現在、本事業の工事請負契約は未締結であり、今後締結予定の当該契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく市議会の議決を要し、令和8年12月今治市定例市議会において上程を予定している。

ウ 万一、市議会において本事業の工事請負契約に関する議案が否決される等、当該工事の契約が成立しなかった場合、本プロポーザルにおける事業者選定の結果は無効とし、本業務の契約は締結しないものとする（すでに契約締結済みの場合は契約を解除する）。

エ 前項の場合において、本プロポーザルへの参加に要した費用や、契約不成立・解除により提案者（優先交渉権者を含む）に生じた損害等について、今治市は一切の負担および賠償の責を負わないものとする。提案者は、この条件を十分に理解し、承諾したうえで本公募に参加するものとする。

2 見積限度額

30,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

令和8年度支払限度額：9,240,000円

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 公募型プロポーザル方式の実施趣旨

本業務は価格要素のみをもって評価するのではなく、業務実施方針、業務提案の内容、配置予定技術者の実績・経験等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式により、本業務を委託する事業者を募集する。

5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）とする。

また、当該業務のために構成した共同事業体（以下、「JV」という。）で参加する場合は、以下の（１）～（６）の要件をすべての構成員が、（７）及び（８）の要件は構成員のうち、いずれか１者が満たしていること。なお、１者または JVとして複数の参加は認めないものとし、出資比率に関する要件は付さないこととする。

- （１） 今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者
- （２） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者
- （３） 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- （４） 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- （５） 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第２条第１号から第３号までの規定に該当しない者
- （６） 次のいずれかに該当しない者であること。
 - ア 本事業の請負事業者
 - イ 上記アの請負事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号及び第４号に掲げる親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者
 - ウ 上記アの請負事業者について、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合及び一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者
- （７） 令和３年度以降において国・地方自治体又はその他の公共団体が発注する PPP/PFI事業における設計・建設モニタリング業務委託、または、アドバイザー業務委託の実績（実施中のものも含む。）を有する者
- （８） 建築士法第２条に規定する一級建築士の資格を有する者を配置すること。

6 担当部署

今治市役所

こども未来部こども未来政策局ネウボラ拠点施設整備課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目４番地１

TEL：0898-36-1562

FAX：0898-34-1145

E-MAIL：neuseibi@imabari-city.jp

7 評価項目及び評価基準

別紙「評価項目及び評価基準」のとおり

8 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和8年10月2日（金）から 令和8年10月15日（木）午後5時15分まで

(2) 配布方法

以下のホームページからのダウンロードに限る。

今治市 ネウボラ拠点施設整備課（ホームページ）

<https://www.city.imabari.ehime.jp/neuseibi/proposal/02/>

9 参加表明

(1) 提出期間

令和8年10月2日（金）から 令和8年10月15日（木）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記6「担当部署」

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

※JVの場合は、構成員が分かる協定書（写し）を添付すること。

ウ 実績調書（様式第3号）

※記入した実績の契約書（写し）を添付すること。

エ 業務実施体制調書（様式第4号）

※保有資格を証明する書類（写し）を添付すること。

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。以下同じ。）により提出するものとする。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、前記5「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書により 令和8年10月16日（金）までに電子メールにより通知する。

10 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年10月26日（月）から令和8年11月2日（月）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記6「担当部署」

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第6号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 参考見積書（様式第7号）

※参考見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額（税込額）で記載すること。

エ 参考見積明細書（任意様式）

※年度ごとの見積金額を記載すること。

- オ 手持ち業務量調書（様式第8-1、8-2号）
- (4) 提出部数
 - ア 正本1部
 - イ 副本7部
- (5) 提出方法
 - 提出期間内に、持参又は郵送により提出すること。

11 選定方法

選定は、今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 設計・建設モニタリング業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）が行い、前記7「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定する。

- (1) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書を評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た参加者を選定する。ただし、プロポーザルの参加者が少数である場合など、市が適当と判断したときは、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査及びプレゼンテーション又はヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）による選定を実施することがある。
- (2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、前記7「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション等の内容で加算点を追加し、得点の高い順に順位を付ける。最高得点を挙げた参加者が2者以上いる場合は、参考見積金額が低い方の参加者を上位とする。
- (3) 参加者が1者の場合は、委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定する。
- (4) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとする。

12 選定結果

- (1) 第1次審査

選定結果を書面により第1次審査の参加者全員に通知する。なお、選定された参加者のみ、プレゼンテーション等の実施方法等の詳細について、電子メールにより通知する。
- (2) 第2次審査

選定結果を書面により第2次審査の参加者全員に通知する。

13 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

14 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とする。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできない。

(2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成すること。